第14号様式(第9条関係)
(その1)

収　支　報　告　書

平成 30 年分
(平成　年　月　日開催分)

1	(ふりがな) 政治団体の名称	ぜいりしによるわかまつかねしげこうえんかい 税理士による若松かねしげ後援会
2	主たる事務所の所在地	福島県郡山市堤下町8番10号
3	代表者の氏名	宗像住孝
4	会計責任者の氏名	矢部　豊

〔事務担当者の氏名〕
矢部　豊

〔電話〕
024-946-0191

(収受印)
福島県選挙管理委員会
平成30年1.5.31 収受
福選中第　号

資金管理団体の指定の有無

☐ 有　☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記帳	入力	備考
5307	☑	☐	

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　若松謙維

公職の種類　参議院議員(現職)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額			4,632,437	
(前年からの繰越額)			2,184,436	
(本年の収入額)			2,450,001	
支出総額			3,860,000	
翌年への繰越額			4,248,437	

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				0
員数				0

(2)　寄附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア　寄附(イを除く。)の区分					
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附			2,000,000		
小計　(ア)+(イ)+(ウ)			2,000,000		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合計　(ア+イ)			2,000,000		

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額 十億	百万	千	円	備考
総会			45	000	平成30年11月2日 3,000円×15名 郡山市本町12番2号 ホテルプリンス郡山
この頁の小計			45	000	
合計			45	000	

(その6)

(6) その他の収入

摘要	金額 十億	百万	千	円	備考
[redacted]					[redacted]
この頁の小計					
1件10万円未満のもの				/	
合計				/	

(その7)

(7) 寄附の内訳

寄附者の区分 政治団体

寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額 十億 百万 千 円	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
福島県税理士政治連盟郡山支部	100000	平成30.4.11	福島県郡山市堤下町8-10	堀江正喜	
同上	100000	平成30.12.21	同上	同上	
この頁の小計	200000				
その他の寄附	0				
合計	200000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	0	
経常経費小計	0	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	17000	研究会・セミナー参加費
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
小計((3)ア～エ)	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	21600	政治資金監査報酬
政治活動費小計	38600	
合計	38600	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

項目別区分 組織活動費 (組織対策費)

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
七十一参加費	10000	30.2.13	公明党福島県本部	郡山市豊田町5-15(豊田第七ビル2F)	
			政経セミナー実行委員会		
~~シンポジウム参加費~~	~~20000~~	~~30.7.7~~	~~福島市栄町7-6富比ビル7F~~		
この頁の小計	~~30000~~				
その他の支出	7000				
合計	17000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

項目別区分 その他の経費 （監査報酬）

支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
政治資金監査	21,600	R5.7.2	登録政治資金監査人 加藤英夫	那山市鶴見担1-6-34	
この頁の小計	21,600				
その他の支出	0				
合計	21,600				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　考
ア 土　　地	□	☑	
イ 建　　物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	□	☑	
エ 取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ 金　銭　信　託	□	☑	
キ 有　価　証　券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和元 年 5 月 31 日

政治団体の名称　税理士による岩松かねしげ後援会

会計責任者の氏名　矢部　豊　㊞

代表者の氏名　　㊞

（解散の場合のみ記載）

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が 自署すること。

政治資金監査報告書

令和元年５月２７日

税理士による若松かねしげ後援会
代表　宗像　住孝　殿

登録政治資金監査人
税理士法人　さくら会計　加藤英夫
登　録　番　号　第　1510　号
研修修了年月日　平成20年12月5日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による若松かねしげ後援会の平成30年１月１日から平成30年12月31日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、税理士による若松かねしげ後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。尚、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

３　業務制限

税理士による若松かねしげ後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による若松かねしげ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上